

## 第16節 避難計画

市は、災害時に住民等が自らの生命・身体の安全確保のための行動がとれるよう避難の考え方を明確化し、あらかじめ避難場所を指定して住民に周知するとともに、避難場所や避難路の整備に努める。

|      |   |
|------|---|
| 実施担当 | 危機管理防災局 福祉部 こども未来部 土木部 都市政策部 消防局<br>水道局 教育委員会 市民病院 各区役所 |
|------|---|

### 1 避難の考え方

住民が自分の命を自分で守るための正しい判断・行動ができるよう、避難の考え方を下記の4つの区分に整理し、周知を図る。

- (1) 避難（一時的）  
その場を立ち退いて近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する。
- (2) 避難  
住居地と異なる避難先などで一定期間仮の生活を送る。
- (3) 待避  
自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まる。
- (4) 屋内安全確保  
その時点に居る建物内において、より安全な部屋等へ移動する。

### 2 避難場所等の指定

災害時における避難場所等について、災害の危険が切迫した場合における緊急の避難場所（指定緊急避難場所）と、被災者が一定期間滞在して避難生活をするための避難所（指定避難所）とを区別して指定する。（資料編 表2-2-4-1に示す。）なお、暴風、洪水等の風水害が発生又は発生するおそれがある場合においては、原則として都市公園等の屋外施設へは避難誘導しない。

- (1) 指定緊急避難場所の指定  
災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案して、災害ごとに、同法施行令第20条の3に定める安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を指定する。
  - ア 指定避難所  
被災者が一定期間滞在して避難生活をするための施設であるとともに、地震、津波、洪水、土砂災害による避難者を受け入れるための緊急避難施設。指定避難所のうち、それぞれ異常な現象の種類ごとに避難可能な施設から指定する。
  - イ 津波避難ビル、津波避難場所  
津波が発生または発生するおそれがある場合に、緊急・一時的避難に適した高層な建物や高台の公園などから指定する。
  - ウ 一時避難場所  
地震発生直後の緊急時における一時避難場所として、概ね0.25ha以上4ha未満の面積を有する都市公園等から指定する。
  - エ 広域避難場所  
地震発生後、火災の延焼拡大等により一時避難場所が危険な状況になった場合の避難場所として、また、避難所に避難者を収容できない場合に避難施設を設置する場所として面積が概ね4ha以上の都市公園から指定する。
- (2) 指定避難所の指定  
災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として、地震等による住居の倒壊、焼失などで住居を失った者を受け入れ、保護するため、市立小中学校、市立高等学校及び県立高

等学校等から指定する。

ただし、地震発生後の状況によってはこれに該当しない公の施設等であっても避難所として開設することができる。

(3) 福祉避難所の指定

避難所において共同生活が難しい要配慮者等のため、バリアフリー化されているなど、要配慮者等の利用に適している施設など。(資料編 表2-2-4-2に示す。)

### 3 避難場所等の整備

避難場所等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮する。また、誘導標識を設置する場合、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示し、標識の見方に関する周知に努めるものとする。

(1) 一時避難場所の整備

ア 都市公園等の整備

地震発生直後の緊急時の避難場所として、都市公園等の整備を計画的に進める。

イ 防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

ウ 耐震性防火水槽等の整備

一時避難場所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽を整備する。

(2) 広域避難場所の整備

ア 都市公園等の整備

地震発生後に大量の避難者が発生した際の避難場所として計画的に整備を進める。

イ 周辺の不燃化推進

避難者を火災の延焼など二次災害から保護するため、難燃性樹木の植栽や広域避難場所周辺の不燃化を推進し、避難者の安全確保に努める。

ウ 防災機能の確保

都市公園等に非常用トイレ等の防災関連施設の整備を進める。

(3) 避難所の整備

ア 安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事等を実施し、建物の耐久性を確保する。

イ 耐震性防火水槽等の整備

避難所周辺の消防水利の整備状況を勘案しながら、計画的に耐震性防火水槽等を整備する。

ウ 高齢者、障がい者に配慮した施設の整備

避難所の段差解消のためにスロープを設置するなど、高齢者、障がい者に配慮した施設の整備に努める。

エ 非常用電源及び照明器具の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源及び投光器等照明器具の確保に努める。

オ 非常用暖房設備の確保

市は防寒対策として施設管理者等と連携し、暖房器具の確保に努める。

カ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

キ 備蓄物資の保管

災害発生直後から避難者への迅速な提供が必要となる備蓄物資、及び避難所運営において必要となる資機材等について、保管に努める。

#### (4) 福祉避難所の整備

##### ア 耐震化による安全性の確保

避難所の安全性を確保するため、計画的に耐震補強工事を実施する。

##### イ 飲料水、食糧、生活物資等の備蓄

要配慮者の避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

##### ウ 非常用電源の確保

市は施設管理者等と連携し、地震発生時の停電に備え、発動発電機等非常用電源の確保に努める。

##### エ 通信手段の確保

地域防災無線を整備するとともに、インターネットや災害時優先電話などにより、災害時の通信手段の確保に努める。

##### オ ケアにあたる要員の確保

福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時に要配慮者のケアにあたる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

### 4 避難路の整備

広域避難場所までの避難路となることが予想される道路の安全を確保するため、十分な幅員の確保と延焼防止等のための施設整備に努める。

### 5 住民等の避難行動の事前周知

#### (1) 避難行動の原則の事前周知

発災時に速やかに避難を開始できるよう、非常持ち出し品や備蓄を準備するとともに、避難する際は、以下の事項に留意するよう平常時から周知を図る。

##### ア 避難は原則として徒歩とすること。

イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所等で互いに助け合い、声を掛け合い、自治会・町内会ごとに集団行動をとること。

ウ 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認すること。

#### (2) 避難場所及び避難方法の事前周知

避難場所等の位置と避難にあたっての注意事項等を、次の方法等により住民に周知徹底を図る。

##### ア 避難所案内標識等の設置

イ 広報紙や防災パンフレット等の配布

ウ ハザードマップの作成及び配布

エ 市ホームページへの掲載

オ 防災訓練等の実施

### 6 避難の誘導体制の整備

地震発生や避難情報を発令による避難所を開設した際に、住民が安全かつ適切に避難できるよう、消防団のほか消防機関、各警察署及び自主防災組織等の協力による避難の誘導体制の整備に努める。

#### (1) 安全な避難路の選定

また、避難の誘導時に備え、浸水、土砂災害、火災の延焼等により危険が及ばない十分な幅員を有する安全な経路を選定するものとする。

## (2) 避難行動要支援者に対する避難支援体制の確立

市は、避難行動要支援者の避難の誘導及び支援に活用するため、避難行動要支援者名簿を作成する。また、自治会・町内会や自主防災組織等は、避難行動要支援者の個別避難支援計画を作成するように努めるとともに、避難支援に必要な資機材の整備を行い、避難支援体制の強化を図る。

## 7 避難所の開設及び避難者の受け入れ体制の確立

### (1) 避難所の開設体制の確立

震度 6 弱以上の地震発生や避難情報の発令のほか、災害対策本部の指示などによる避難所開設に備え、施設管理者、市職員、地域住民の相互の協力により直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を構築する。

#### ア 施設管理者による避難所開設・受入

施設管理者は、鍵の保管者をあらかじめ指定し、災害時に避難所を迅速に開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。

#### イ 市職員による避難所開設・受入

##### (ア) 業務時間中に開設が必要な場合

業務時間中（平日の午前 8 時から午後 6 時）に避難所の開設が必要となった場合は、区役所の担当職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、担当職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。

##### (イ) 業務時間外に開設が必要な場合

業務時間外（平日の午後 6 時から翌朝午前 8 時及び土曜日、日曜日、休日）に避難所の開設が必要となる場合に備え、避難所の近隣に居住する避難所指名職員に避難所の鍵を与え、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備するとともに、鍵を与えた職員が直ちに避難所を開設できない場合の体制も併せて構築する。

#### ウ 地域住民との協同による避難所開設・受入

夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、可能な限り近隣住民に鍵の管理を委託し、避難所を開設し、避難者を受け入れる体制を整備する。また、近隣住民が主体となって円滑に避難所を運営できるよう、施設管理者、市職員とともに平時から協力体制を構築する。

### (2) 避難者の受け入れ体制の確立

地域住民、施設管理者、市は各避難所において、平常時から「部屋割り図面」の協議を行い、避難者の受け入れの際に活用するものとする。

## 8 避難所の運営体制の整備

発災時に避難所を円滑に運営できるよう、地域住民、施設管理者、市は、「避難所運営マニュアル」に基づいた運営方法等について共通認識を持ち、平常時から運営体制の整備に努める。また、「避難所運営マニュアル」は、避難所ごとに作成し、避難所の実情や避難所運営の課題を踏まえ、随時見直しを行う。

## 9 市民と地域、事業所の役割

### (1) 市民及び事業所に求められる役割

#### ア 家庭や事業所における日ごろからの備え

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、次の事項について日ごろから備えに努める。

##### (ア) 地域の災害危険箇所を事前に知っておくこと

##### (イ) 災害時の避難場所等及び安全な避難経路をあらかじめ複数確認すること

##### (ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法、集合場所をあらかじめ決めておくこと

##### (エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること

##### (オ) 避難情報の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

- (ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者
  - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
  - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること
  - c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること
  - d 近隣の事業所、自治会・町内会等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること
  - e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること
- (イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者（特に、地下街等地下空間を一般の利用に供する施設の管理者）
  - a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測すること
  - b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること
  - c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 地域の役割

相互の協力のもと、組織的な活動により安全に避難できるよう、下記により日ごろから備える。

- (ア) 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等を事前に確認し、災害時を想定した避難訓練等を実施すること
- (イ) 避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難誘導に協力できる関係を築くこと
- (ウ) 市や施設管理者と協同で避難所を円滑に運営できるよう、避難所運営訓練を実施すること。
- (エ) 地域の地理的条件等に応じて、市が指定した避難場所等以外を「地域の一時的な避難場所」として独自に設定し、周知を図ること  
なお、設定する際は施設の性質等を考慮し、災害時の利用について所有者や管理者と協議の上、設定する。
- (オ) 近隣の自主防災組織及び自治会・町内会等と連携を図りながら、防災資機材等の確保に努める。

イ 地域における事業所の役割

地域社会の一員として、下記により地域の避難対策への協力に努める。

- (ア) 事業所の持つ資機材、知識・技術を活用し、自主防災組織等と協力して、地域の防災活動にあたること
- (イ) 要配慮者等の避難を支援すること
- (ウ) 必要に応じて施設を地域住民等に「地域の一時的な避難場所」として提供すること

## 第 7 節 業務継続計画

大規模地震により本市が被災した場合においても、市民生活に不可欠な業務を継続実施するため必要となる方策について定めた業務継続計画を策定する。

|      |     |
|------|-----|
| 実施担当 | 全部署 |
|------|-----|

### 1 業務継続計画の目的

大規模地震が発生した場合には、市役所自体も被災し、業務実施に必要な「資源」である人員、施設、ライフライン等に大きな被害を受け行政機能が低下することが予想される。そうした状況下にあっても、災害応急対策及び市民生活に不可欠な通常業務を継続して実施する必要があることから、あらかじめ優先的に実施すべき業務を特定するとともに、必要な資源の確保及び配分等の方策を計画として定め、早期における行政機能の回復を図る。

### 2 業務継続計画の策定

業務継続計画に記載する主な事項は下記のとおりとする。

- (1) 業務継続基本方針及び適用範囲
- (2) 想定地震及び被害想定
- (3) 業務継続に係る必要資源
- (4) 非常時優先業務の選定
- (5) 業務継続に係る課題と対応策
- (6) その他業務継続に必要な事項

### 3 業務継続計画の適用範囲

- (1) 適用範囲  
新潟市役所の全組織
- (2) 対象業務  
新潟市役所の実施する全業務を対象とし、非常時優先業務を選定する。
- (3) 対象期間  
発災から1か月以内

### 4 業務継続体制の発動・解除

- (1) 発動権限者  
市災害対策本部長（市長）
- (2) 発動要件  
ア 市域内に震度6弱以上の地震が発生したとき、業務継続体制を自動発動とする。  
（「警戒配備及び非常配備に関する要綱」4号配備（全職員配備）と同等）  
イ 上記の他、市域内に大きな被害が発生した場合、または、市役所機能に甚大な被害が生じた場合、市災害対策本部長が業務継続体制の発動を指示する。
- (3) 解除  
市災害対策本部長（市長）は、全ての通常業務が再開したとき、または、業務継続体制継続の必要性がないと判断したとき、解除を宣言する。

### 5 業務継続計画の見直し

業務継続計画は被害想定の見直しや組織構成の変更、災害対応訓練の検証結果等に応じ、随時、見直しを行う。

## 第3節 応援要請計画

大規模災害時に国、自治体等からの人的応援を迅速かつ円滑に受入れ、応援職員の力を漏れなく最大限に活用するとともに総力をもって災害に対応できるよう、受援が必要となる業務の特定、応援の要請先、要請及び受入れの手順などについて定めるものとする。

|        |                                 |
|--------|---------------------------------|
| 実施担当   | 災害対策本部事務局 総務対策部 各対策部            |
| 防災関係機関 | 総務省、指定都市市長会、県 指定地方行政機関、指定公共機関 他 |

### 1 応援要請について

あくまでも本市職員だけでは災害対応ができない場合に応援を要請するものであり、まずは庁内での人員調整を行ったうえで、足りない人員について応援を要請するものとする。

応援要請先については基本的には被災市町村職員確保スキーム(全国スキーム)、指定都市行動計画等の包括的応援システム又は新潟県となる。

ただし、緊急消防援助隊、DMATなどのように、すでに枠組みが確立されており、経験や専門スキルが必要となる災害対応業務については、指定地方行政機関、指定教協機関、民間協定事業者などを含め、その枠組みを応援要請先とする。

### 2 受援業務

応援を要請する業務(受援業務)については、業務継続計画(BCP)に基づき、災害対応業務及び通常業務のうち緊急度の高いものとし、本市職員だけでは対応が困難な業務とする。

応援職員からの応援を最大限活用するため、あらかじめ受援業務毎に必要な経験・スキルなどを定めるとともに、受援業務全体のタイムラインを踏まえ、応援を要する期間、人数を定める。

### 3 受援班の設置

応援職員を有効的に活用するために総務対策部内に受援班を設置し、応援職員の受入れ、活動状況等の情報を一元管理するとともに、全体的なマネジメントを行うものとする。

### 4 応援側に求める対応について

災害発生直後は、食料や飲料水、衣類、宿泊先、燃料などを本市が確保することが困難になることが予測されるので、応援要請にあたっては応援側の自己完結型による派遣とし、移動手段、宿泊先、食事は原則、応援側で自ら確保するものとする。

その後、小売業や宿泊施設の回復状況に応じて、市は可能な範囲で食事や宿泊施設の斡旋や調整を行うものとする。

発災1か月間は比較的短期間に応援職員が交代し、また、応援団体毎に異なるタイミングで交代することが想定されるので、次の応援職員に効率的に引き継がれるためにも引継は応援側双方で完結するものとする。

### 5 受け入れ環境の整備

応援職員の受入れは応援団体側の自己完結型を原則とするが、被災状況に応じては可能な範囲で受け入れ環境を整備するものとする。

#### (1) 本庁舎の執務室、駐車場

応援職員の受入のため本庁舎内に執務室、駐車場が必要な対策部は、総務班に対して確保を依頼し、総務班は執務室、駐車場の割り当てを調整する。

執務室、駐車場は不足することが見込まれるので、災害時の周辺の施設の活用について、平時から施設管理者との協議に努めるものとする。

#### (2) 車両、移動手段、燃料、宿泊施設の確保

応援職員の受入れにあたり、車両、移動手段、燃料、宿泊施設の確保が必要となる対策部は、総務班に確保を依頼し、総務班は民間協力協定などを活用して確保に努め、確保した資源を当該対策部に提供する。

燃料については、民間協定だけで賄いきれない可能性が高いので、県に対して協力を要請する。

## 6 経費負担について

本市からの応援要請に係る経費は原則、本市の負担とする。

ただし、当該受援業務の枠組みの中で別途経費負担についての定めがある場合はそれを適用する。

災害救助法適用経費については、その経費は本市の負担とせず応援団体が応援団体を包括する都道府県を通じて新潟県に求償するものとする。特別交付税対象経費についても応援団体が国に対して求償する。

## 7 応援要請・受入れの手順

- (1) 災害対応状況の把握
- (2) 応援要請の検討及び決定
- (3) 応援要請及び受入れ調整
- (4) 応援の受入れ
- (5) 受入れ環境の調整
- (6) 受援状況の共有
- (7) 求償を受けた応援経費の支払い



## 第10節 避難及び避難所計画

災害から住民等の生命・身体等の安全を確保するため、迅速かつ的確な避難活動を実施するとともに、避難に必要な措置と避難所の管理運営等について定める。

|        |   |
|--------|---|
| 実施担当   | 災害対策本部事務局 福祉対策部 こども未来対策部 財務対策部<br>消防対策部 教育対策部 市民生活対策部 文化スポーツ対策部<br>都市政策対策部 建築対策部 土木対策部 観光・国際交流対策部<br>各区本部 |
| 防災関係機関 | 県 県警察 各警察署 新潟海上保安部 自衛隊 日本赤十字社新潟県<br>支部 新潟市連合婦人会 にいがた女性会議  |

### 1 避難情報の発表並びに警戒区域の設定

#### (1) 避難情報

##### ア 実施者

避難情報の発表は、原則として市長が行い、必要に応じて防災関係機関等に住民の避難誘導への協力を要請する。また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ただし、市長が発表するいとまがないときは、市長に代わって区本部長（区長）が行うことができる。この場合、発表後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

避難情報発表の実施者、根拠法令等は下表のとおりである。

| 区分            | 実施者                                | 根拠法令等   |
|---------------|------------------------------------|---|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | 市長                                 | 避難勧告等に関するガイドライン<br>(平成29年1月改定)  |
| 避難勧告          | 市長                                 | 災害対策基本法第60条第1項  |
|               | 知事                                 | 災害対策基本法第60条第6項<br>(当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)                                       |
| 避難指示(緊急)      | 市長                                 | 災害対策基本法第60条第1項  |
|               | 警察官又は海上保安官                         | 災害対策基本法第61条<br>(市長が避難のための立退き若しくは屋内での待避等の安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたとき)<br>警察官職務執行法第4条 |
|               | 災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官(その場に警察官がいない場合に限る) | 自衛隊法第94条  |
|               | 知事                                 | 災害対策基本法第60条第6項<br>(当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合)                                       |

|  |                      |              |
|--|----------------------|--------------|
|  | 知事又はその命を受けた吏員        | 地すべり等防止法第25条 |
|  | 知事、その命を受けた県職員又は水防管理者 | 水防法第29条      |

イ 避難情報の発表基準

避難情報は、次の状況が認められるときを主な基準として発表する。なお、浸水等、避難場所等への避難がかえって危険であると判断できる場合は、必要となる地域の住民に対し、待避・垂直移動の指示を行う。また、避難情報の発表及び待避・垂直移動の指示にあたっては、専門的・技術的知見を持つ県、国（新潟地方気象台・各河川事務所）の機関に助言を求めるなど連携を図る。

| 区分            | 発表時の状況  | 住民に求める行動   |
|---------------|---|--|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川の水位が避難判断水位に到達し、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれている場合</li> <li>(2) 土壌雨量指数の実況が各メッシュの大雨警報発表基準を超え、土砂災害の発生危険が高くなると見込まれるとき</li> <li>(3) その他災害の状況により市長（土砂災害にあつては区長）が必要と認めるとき</li> </ul>  | <p>避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。</p> <p>その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以降の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。</p> <p>特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。</p> |
| 避難勧告          | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川の水位が氾濫危険水位に到達し、かつ、指定河川洪水予報や水防警報等において引き続き水位上昇が見込まれている場合</li> <li>(2) 土砂災害警戒情報が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムの予測で各メッシュで土砂災害警戒情報の基準に到達する場合</li> <li>(3) 高潮警報または高潮特別警報が発表された場合</li> <li>(4) 有毒ガス等の危険物質が流出拡散し又はそのおそれがあり、住民の生命に危険が認められるとき</li> <li>(5) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</li> </ul> | <p>予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。</p> <p>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※<sup>1</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※<sup>2</sup>を行う。</p>  |

|          |   |  |
|----------|---|--|
| 避難指示（緊急） | <p>(1) 河川の水位が堤防天端高に到達するおそれが高い場合</p> <p>(2) 土砂災害警戒情報が発表され、新潟県土砂災害警戒情報システムの各メッシュの実況で土砂災害警戒情報の基準に到達する場合</p> <p>(3) 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき</p> <p>(4) 潮位が事前に定める危険水位を超えたとき</p> <p>(5) その他災害の状況により市長が必要と認めるとき</p> | <p>既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。</p> <p>指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※<sup>1</sup>への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※<sup>2</sup>を行う。</p> |
|----------|---|--|

※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

ウ 避難勧告等の周知

(ア) 伝達内容

避難情報を発表するときは、次の事項を明確に伝達する。

- a 避難を要する理由
- b 避難の対象地域
- c 避難先
- d その他必要に応じ、避難経路、火気の始末、ブレーカー断の注意事項等

(イ) 伝達手段

a 災害対策本部による避難広報

災害対策本部は、ホームページ、にいがた防災メール、緊急速報メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、サイレン、警鐘、同報無線、緊急告知FMラジオ及び広報車等利用可能なあらゆる広報手段により、住民等に対して速やかに情報を伝達する。また、広報の際は、自主防災組織等地域の協力を得て特に要配慮者への迅速な情報伝達を行う。

b 要配慮者関連施設等への伝達

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所内並びに浸水想定区域にある要配慮者関連施設や浸水想定区域内にある地下街等に対しては、FAX又はメールにより災害情報（指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報等）及び避難情報を伝達する。

(ウ) 防災関係機関への避難広報の要請

a 報道機関

報道機関にテレビ、ラジオ等による避難の広報について要請する。なお、要請にあたっては、新潟県緊急時情報伝達連絡会が定める情報伝達ルート及び手段を活用する。

b 県等

県、県警察本部、第九管区海上保安本部にヘリコプターによる広報の協力について要請する。

カ 避難勧告等の解除

市長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、公示は避難勧告等の伝達手段に準じた方法により行う。

## キ 報告等

### (ア) 知事への報告

市長は、避難勧告等を行ったとき若しくは解除したとき、又は警察官等から避難指示（緊急）を行った旨の通知を受けたときは、速やかに知事に報告する。

### (イ) 関係機関への連絡

市長は、避難勧告等を行ったとき又は解除したときは、必要に応じ、警察等の関係機関にその旨を連絡する。

### (ウ) 市長に対する通知

警察官等は、避難指示（緊急）を行ったときは、速やかに市長にその旨を通知する。

## (2) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民等の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき警戒区域を設定する。

ただし、市長が設定するいとまがないときは、市長に代わって区本部長（区長）又は消防対策部長（消防局長）が行うことができる。この場合、設定後直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

### ア 必要な措置

(ア) 警戒区域を設定した場合は、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域から退去を命ずる。

(イ) 警戒区域を設定したときは、消防対策部や警察に協力を要請し、バリケードや規制ロープの展張等によりその区域を明示するものとする。

### イ 警察官等がこの職権を行う場合について

(ア) 警察官又は海上保安官は、市長若しくはその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合は、この職権を行うことができる。

(イ) 災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、市長又はその委任を受けてその職権を行う職員が現場にいない場合は、この職権を行うことができる。

(ウ) 警察官、海上保安官又は自衛官が市長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

## 2 住民等の避難行動

### (1) 避難行動の原則

ア 避難は原則として徒歩による。

イ 避難にあたっては、自主防災組織及び隣近所等で互いに助け合い、声を掛け合い、自治会・町内会ごとに集団行動をとる。

ウ 避難にあたっては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者、外国人等の要配慮者に配慮し、防災関係機関等と連携し、可能な限り戸別訪問を実施するなど、被災家屋等に取り残された者の安否を確認する。

### (2) 避難開始の時期

住民等が避難行動を開始する時期は次のとおりとする。

ア 家屋等の損壊や浸水、ライフラインの途絶、付近の出火状況及び土砂災害の前兆現象等から判断し、生命・身体の危険を感じたとき

イ 当該地域に避難情報が発令されたとき

### (3) 避難の準備

ア 避難に際しては、火の元の始末を完全に行い、電気ブレーカーを切る。

イ 非常持ち出し品を携行する。

ウ 隣近所に声をかける

エ 底の厚い靴を履き、ヘルメットや帽子をかぶる。

オ 浸水している場合、足元を確認するための傘や長い棒を持つ。

カ 事業所にあつては、危険物等の安全措置を講ずる。

(4) 自主的な避難

市が避難所を開設していないときに、自主的な判断により公的施設へ避難する場合には、避難を希望する人数及び施設を区役所総務課または出張所に連絡することとし、食料品や日用品などを持参した上で、危険が迫る前に避難を開始する。

### 3 避難の誘導

(1) 避難の方法

区本部は、消防団のほか消防機関、各警察署及び自主防災組織と協力し、避難対象地域内の住民等を安全かつ適切に避難誘導する。

原則として徒歩で避難するものとし、自治会・町内会ごとに集団で避難させる。

(2) 避難路等の安全確保

ア 安全な経路の選定

避難の誘導にあつては、火災の延焼、浸水、土砂災害により危険が及ばない十分な幅員を有する安全な経路を選定し、道路管理者や警察官等の協力を得て障害物の撤去等を行い、危険個所については表示やロープの展張等をするなど事故防止に努める。

イ 誘導員の配置

迅速かつ安全な避難を確保するため、消防機関、警察と協力して避難路等の要所に避難誘導員の配置に努める。

(3) 他の避難場所等への避難

避難場所等が危険と判断された場合は、他の安全な避難場所等へ再避難させるとともに、移動先の周知に努める。

(4) 車両や船艇等の利用

避難の誘導にあつては、状況に応じて車両を活用する。また、浸水等の場合は、ロープ等を利用して安全を図るほか、必要に応じて船艇やヘリコプター等を活用し、住民を迅速かつ安全に避難させる。

(5) 要配慮者への配慮

避難にあつては、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等の要配慮者に配慮し、地元の自主防災組織や自治会・町内会等の協力を得て避難の支援を行う。(避難行動要支援者については第3部第1章第1.1節「要配慮者応急対策計画」参照)

### 4 避難所の開設及び避難者の受け入れ

(1) 開設の基準

ア 震度6弱以上の地震を観測した場合（区単位で一斉開設）

※ただし震度5弱・5強の地震を観測した区において、危機管理監または区長が避難所開設の必要があると判断したときは各区の全部または一部の避難所を開設する。

(地震発生時における避難所開設フローを資料編 図3-1-10-1に示す。)

イ 洪水や土砂災害等に係る避難勧告等の避難情報を発令する場合（対象地域のみ開設）

ウ その他、市長が必要と認める場合

(2) 開設の方法

避難所を開設するときは、施設管理者、市職員、地域住民の相互の協力により直ちにあらかじめ指定された避難所を開設し、避難者を受け入れる。

なお、区本部健康福祉班は、避難所の開設状況を確認し、開設されていない避難所については、職員を派遣し、これを開設する。

ア 施設管理者による避難所開設・受入

施設管理者は、あらかじめ指定した鍵の管理者により、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

## イ 市職員による避難所開設・受入

### (ア) 業務時間中に開設する場合

業務時間中（平日の午前8時から午後6時）に避難所を開設する場合は、区役所の担当職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

### (イ) 業務時間外に開設する場合

業務時間外（平日の午後6時から翌朝午前8時及び土曜日、日曜日、休日）に避難所を開設する場合は、避難所指名職員が直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

## ウ 地域住民との協同による避難所開設・受入

鍵の管理を委託された近隣住民は、直ちに避難所を開設し、避難者を受け入れる。

## (3) 避難者の受け入れ

各避難所において、地域住民、施設管理者、市で協議した「部屋割り図面」を活用し避難者の受け入れを行う。

### ア 受け入れスペース

避難者の受け入れは、避難所となる施設の体育館、集会室、会議室などをあてるものとし、施設の管理に必要な事務室等は原則として避難所として使用しない。

特に、学校施設については、体育館、集会室、普通教室などをあてるものとし、校長室、職員室、保健室、放送室、特別教室、図書室、コンピュータ室、給食室等は、原則として避難所の居住スペースとして使用しない。

なお、和室等各施設の条件の良好な部屋を「福祉避難室」と位置づけ、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児等に優先的に提供するなど、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮した部屋割りの設定を行うとともに、必要に応じて間仕切り用パーティション等の活用等により、プライバシーの確保に努める。

また、避難所に救護所が開設される場合には、保健室及び周辺の必要なスペース等を救護所として使用する。

### イ 水害時の対応

洪水や土砂災害の水害時には、上記に加え、想定浸水深等により浸水のおそれがある場合は、施設の上層階を使用する。

## (4) 職員の派遣

避難所指名職員が開設にあたった場合には、区本部健康福祉班は、区の体制が整い次第遅くとも概ね24時間以内を目途に、避難所担当職員を派遣し、避難所の管理運営の業務を引き継ぐものとする。

## (5) 避難所管理責任者の設置

避難所を開設したときは、避難所担当職員及び派遣職員の中から速やかに管理責任者を置く。

## (6) 大量避難者への対応

ア 区本部は、避難者数が避難所の受入可能人員を超えていると判断した場合は、他の避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

イ 避難所管理責任者は、避難所の管理運営のため、必要な担当職員の増員を区本部健康福祉班へ要請する。

## (7) 避難状況等の報告

避難所担当職員又は避難所管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

- オ ライフラインの状況
- カ 収容人数及び世帯数（外国人数及びその国籍を含む）
- キ 傷病者数及び要配慮者の人数と状況
- ク 給食必要数
- ケ 毛布等物資の要否及び必要数
- コ その他必要事項

(8) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

## 5 避難所の運営

地域住民、施設管理者、市は、下記の事項に十分留意した上、避難所ごとに作成した「避難所運営マニュアル」に基づき避難所を運営する。

(1) 運営体制の整備

ア 関係者相互の協力

区本部は、防災関係機関、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て避難所の管理運営を行う。

イ 避難所運営委員会の設置

区本部は、避難が長期化した場合の対応に配慮し、避難者、自主防災組織及び市担当職員等で構成する避難所運営委員会を設置し、施設管理者との連携、ボランティアの協力により、自主的な管理・運営体制を確立する。その際は、多様な世代の参画及び男女共同参画を推進する。

ウ 班を編成した運営

避難所運営委員会を設置する際は、以下を参考に班を編成し、避難所の規模、避難者数等に応じて柔軟に対応する。

| 班       | 主な役割  |
|---------|---|
| 総務班     | 避難所全体の取りまとめ、各班の調整、避難者名簿の作成・管理、入・退所者の管理、生活ルールの作成、安否問い合わせや取材への対応等 |
| 情報班     | 避難所外情報収集・整理、避難者への情報提供   |
| 救護班     | 医療介護にかかる相談・対応、医務室の設置、避難者の健康状態の把握、健康相談窓口の設置等                     |
| 環境班     | 避難所のレイアウト作成、共用部分の管理、ごみ・風呂・トイレ・掃除・ペット・生活用水等の衛生管理、防火・防犯活動等        |
| 食料物資班   | 給食給水、救援物資の要請・収受・保管・配布、炊き出し等                                     |
| ボランティア班 | ボランティアの派遣依頼、受け入れ、配置等  |

エ 地域住民による避難所運営

避難所の運営は、「避難所運営マニュアル」に基づき、関係者相互の協力により、地域住民が主体となって行うよう努めるとともに、班の編成及び実際に活動する際は、性別や年齢等で役割が固定化することがないように配慮する。

(2) 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

(3) 情報の提供

ア 区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供

する。

イ 区本部健康福祉班は、避難者の情報の受発信に配慮し、テレビ・ラジオ、臨時公衆電話等の設置に努める。

(4) 要配慮者に対する配慮

各区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、要配慮者の実態を速やかに把握し健康調査を実施するとともに、福祉避難室を設置し要配慮者に優先的に提供する。

(5) 男女それぞれの視点に立った避難所運営

避難所の運営にあたっては、男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

特に、女性専用の物干し場や授乳室、男女別の更衣室・トイレ・休養スペースを設置するとともに、女性による女性用品の配布や、避難所における安全性の確保など、男女のニーズの違い等に配慮する。

(6) 避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関や医療・保健の専門家の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

(7) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受け入れ可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

## 6 福祉避難所の開設及び運営

(1) 開設の方法

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、避難者の中に避難所で共同生活を続けることが難しいと判断された要配慮者がいる場合、あらかじめ指定した施設へ担当職員を派遣し、施設管理者等の協力を得て福祉避難所を開設する。

(2) 避難所管理責任者の設置

福祉避難所を開設したときは、派遣された職員の中から速やかに管理責任者を置く。

(3) 避難者家族への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、避難者の家族や介護者の受け入れを実施し、要配慮者等の生活環境の整備に努める。

(4) 大量避難者への対応

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、避難者数が福祉避難所の収容人員を超えていると判断した場合は、他の福祉避難所と調整を図って避難者を受け入れ可能な避難所へ誘導する。調整が困難な場合には、指定避難所以外の施設についても避難所として指定するよう災害対策本部事務局に要請する。

(5) 避難状況等の報告

福祉避難所の管理責任者は、下記の事項を区本部に報告する。区本部は、報告された事項について、福祉対策部福祉総務班へ速やかに報告する。

ア 開設場所

イ 開設日時

ウ 周囲の被害状況

エ 施設の状況

オ ライフラインの状況

カ 収容人数及び世帯数

キ 傷病者の人数と状況

ク 給食必要数

ケ 毛布等物資の要否及び必要数

コ その他必要事項



## (6) 関係機関への連絡

災害対策本部事務局は、福祉避難所を開設したときはその状況を速やかに消防対策部並びに県及び県警察本部等関係機関に連絡し、必要な措置をとる。

## (7) 福祉避難所の運営

### ア 運営体制の整備

区本部健康福祉班は、福祉対策部要配慮者班と連携し、防災関係機関、避難者の家族、介護者、自主防災組織、自治会・町内会、地域コミュニティ協議会、ボランティア、施設管理者等の協力を得て福祉避難所の管理運営を行う。運営にあたっては、多様なニーズに配慮する。

### イ 物資等の提供

区本部区民生活班は、避難状況等の報告に基づき、避難所生活に必要な物資等の提供を行う。

### ウ 情報の提供

区本部広報班は、避難者の不安を解消するため、災害状況等に関する情報を逐次提供する。

### エ 福祉避難所における生活環境の整備

避難生活が長期化する場合は、関係機関の協力を得て避難所生活の環境整備に努める。

## (8) 積雪期の対応

ア 全避難者を屋内に収容する。避難者数が避難所の収容力を上回る場合は、速やかに受け入れ可能な避難所等へ誘導する。

イ 暖房器具及び採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

## 7 避難所外避難者の支援

市は地域の公共的空き地や自治会館、車中など、市があらかじめ指定した避難所以外に避難をしている住民へ、情報の伝達、物資の供給及び指定避難所への移送など必要な支援を行う。

### (1) 避難所外避難者の把握

区本部健康福祉班は、避難所外避難者の避難場所、避難者数、避難者のニーズ及び健康状態等の調査を県の協力を得て行う。また、調査について関係機関の支援を要する場合は、その旨を県に要請する。

### (2) 避難所外避難者への支援

上記(1)に基づき、避難所外避難者へ情報の伝達、食料・物資の提供等、必要な支援を行う。

### (3) 要配慮者に対する配慮

避難所外に避難した要配慮者は、できるだけ早く避難所、福祉避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

### (4) 車中避難者等への配慮

車中避難者等に対するエコノミークラス症候群などを防止するため、注意喚起広報を行う。

### (5) 避難所外避難者の役割

避難所外避難者は、最寄りの区役所・出張所・連絡所、消防署所、警察署又は避難所等に避難状況を連絡する。

## 8 避難者の居住先の確保及び避難所の閉鎖

避難が長期化する場合は、避難者の健全な居住生活の早期確保のため、応急仮設住宅や市営住宅の空き住戸の迅速かつ適切な提供等により避難者の居住先確保を図る。

また、施設の本来機能の早期確保のため、避難スペースの適正配置に努めるとともに、避難所の統廃合・閉鎖に向けた計画を策定し、避難所及び福祉避難所の早期閉鎖に努める。

## 9 帰宅困難者の支援

災害時は、公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅が困難になると予想されるため、公共交通機関の運行状況を広報するとともに、トイレ、休息場所及び支援情報の提供などが必要となる。市は(社)全日本冠婚葬祭互助協会等の協定締結事業者等と連携して帰宅困難者を支援する。

帰宅困難者に対する支援対策は、情報提供・支援設備・支援物資・支援体制などの準備を中心に、地域・施設・団体・法人ごとに検討し、実施するように努める。

## 第17節 輸 送 計 画

災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、被災者及び救助・救急・消火等の活動に従事する要員並びに必要な資機材、物資を輸送するための陸上等の交通路の確保が重要である。

そのため、緊急輸送道路ネットワークの構築を図るとともに、救援物資等の集積場所等について、計画を定める。

|         |   |
|---------|---|
| 実 施 担 当 | 災害対策本部事務局 文化スポーツ対策部 経済対策部 総務対策部<br>財務対策部 市民生活対策部 都市政策対策部 土木対策部 各区本部                             |
| 防災関係機関  | 北陸地方整備局新潟国道事務所 県 県警察 新潟海上保安部<br>自衛隊 日本郵便株式会社新潟中央郵便局 日本通運(株)新潟支店<br>新潟運輸(株) 新潟交通(株) 東京航空局新潟航空事務所 |

### (1) 輸送対象

輸送にあたっては、人命の安全、災害の拡大防止、応急活動の迅速な実施等の最重点に、次の事項を輸送対象とする。

また、輸送対象については、被災の状況や応急対策の進捗状況に応じて優先順位を定める。

#### ア 第1段階

- (ア) 重傷等の傷病者
- (イ) 医療従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
- (ウ) 消防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- (エ) 避難を要する被災者
- (オ) 緊急輸送路確保のための緊急復旧要員及び資機材等
- (カ) 交通規制等に必要の人員及び物資

#### イ 第2段階

- (ア) 飲料水
- (イ) 食糧
- (ウ) 緊急を要する生活必需品
- (エ) 遺体
- (オ) 災害応急対策要員及び救援用資機材

#### ウ 第3段階

- (ア) 生活必需品
- (イ) 災害復旧対策要員及び復旧用資機材

### (2) 輸送手段

#### ア 自動車による陸上輸送

##### (ア) 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路ネットワークとして、県が指定した大規模地震等発生時の緊急交通路と整合を図り、市内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路をあらかじめ指定する。

##### 【第1次緊急輸送道路】(路線図：資料編 図3-1-17-1)

- a 高速道路市域全線(北陸自動車道及び磐越自動車道及び日本海東北自動車道)
- b 国道7号(新潟バイパス・新新バイパス含む)…起点(本町通7番町本町交差点)から聖籠町境までの間
- c 国道8号(新潟バイパス含む)…起点(本町通7番町本町交差点)から三条市境までの間
- d 国道49号…阿賀野市境から終点(明石2丁目栗の木橋交差点)までの間
- e 国道113号…起点(中央区万代3丁目(国道7号))から聖籠町境までの間

- f 国道116号…燕市境から終点（本町通7番町本町交差点）までの間
  - g 県道新潟亀田内野線…江南区太右衛門新田（新潟中央 I.C.）から中央区出来島1丁目（国道116号）までの間、江南区江口（新潟空港 I.C.）から東区中興野までの間
  - h 新潟村松三川線…東区中興野から東区津島屋8丁目までの間
  - i 県道新潟港沼垂線…中央区沼垂東5丁目（国道113号）から中央区沼垂東2丁目（国道7号）までの間
  - j 県道新潟港横越線…東区竹尾（国道7号）から東区小金台（国道113号）までの間
  - k 市道東3-467号線…東区柳ヶ丘から東区下山2丁目（国道113号）までの間
  - l 県道新潟停車場線…中央区花園1丁目から中央区東大通1丁目まで
- ※緊急輸送道路については、新潟県緊急輸送道路ネットワーク計画による。

(イ) 緊急輸送道路の確保

a 交通情報の収集

災害時の指定緊急輸送道路等の交通情報の収集は、県警察本部や道路管理者と県防災行政無線や地域防災無線等により行う。

b 道路管理者の行う交通規制

道路管理者は、災害による道路の陥没、破損等の事由により通行に危険を及ぼすと認められる場合や道路沿いの建物や工作物が道路の構造に損害を及ぼし、または及ぼすおそれがあると認められる場合、また、道路区域内に存する障害物が直ちに除去できないときは、通行禁止等の措置を講じるとともに、県警察本部及び管轄警察署並びに他関係機関に速やかに連絡する。

c 県警察の行う交通規制

警察は、緊急交通路を確保するため、必要な安全施設の整備または交通管理対策についてあらかじめ定めておく。

(ウ) 緊急輸送道路の啓開

a 緊急輸送道路啓開の実施体制

災害発生後、速やかに緊急輸送道路の調査を行い、早期に通行確保が必要な路線から啓開を実施する。

なお、道路上に障害物等があり通行不能の緊急輸送道路については、緊急に障害物等を除去するよう努める。

また、道路管理者は、災害により道路の車両が停止又は著しく渋滞し、緊急通行車両の通行を確保する必要があると認められる場合において、災害対策基本法第76条の6を適用し、指定した区間について車両等を移動するなどの必要な措置を行うことができる。

b 情報収集

土木対策部、各区本部及び国、県等の関係機関は、緊急輸送道路を最優先としながら、市内全域で調査、点検を行う。

また、必要に応じ災害時応援協定を締結している建設業協会等や市ハイヤータクシー協会、市個人タクシー事業協同組合、赤帽新潟県軽自動車運送協同組合及び日本郵便株式会社新潟中央郵便局に応援を要請し、調査、点検、報告等を依頼する。

【調査・点検内容】

- ・ よう壁または法面の崩壊、落石
- ・ 橋梁、トンネル、ボックスカルバート等立体構造物の落下または崩壊
- ・ 路面陥没、水没等
- ・ 地下埋設物破損
- ・ 標識類、照明、電柱、電線等の倒壊または落下

- ・ 道路沿いの建築物、工作物の倒壊または落下
- ・ 街路樹の倒木、枝の落下、流木
- ・ 放置車両
- ・ その他

c 道路啓開に必要な資機材の確保

道路啓開は、平常時に使用する業務用資機材による他、災害時応援協定を締結している建設業協会等の協力により資機材を確保する。

(エ) 輸送車両等の確保

a 輸送車両等の確保

市で行う輸送は、原則として各対策部及び各区本部で所管する車両を使用し、不足が生じる場合は、総務対策部総務班が所管する車両を使用する。

上記の方法により、なお不足が生じるときは次の事項（概要）を明らかにして、県（危機対策課。ただし県災害対策本部が設置された場合は統括調整部。）に調達のあつせんを要請する。

【要請事項】

- ・ 輸送区間及び借り上げ期間
- ・ 輸送人員又は輸送量
- ・ 車両等の種類及び台数
- ・ 集積場所及び日時
- ・ その他必要事項

なお、必要に応じトラック等の車両については、指定公共機関や指定地方公共機関ならびに災害時応援協定を締結している業者等に借り上げを要請する。

（要請先：資料編 2 新潟市防災会議運営規程（新潟市防災会議委員一覧）、17 災害時応援協定一覧を参照）

b 運用方法

災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部からの配車要請について、総務対策部総務班は、所管する車両や借り上げた車両で対応する。なお、車両の配分や借り上げ料金等の負担については次に定めるところによる。

(a) 配車要請

車両を必要とするときは、使用目的、日時、車種、乗車人員、積載トン数、台数、引渡場所等を明示のうえ、総務対策部総務班に要請する。

(b) 配車

総務対策部総務班は、必要車両を調達し、要請した災害対策本部事務局、各対策部及び各区本部に引き渡す。

(c) 借り上げ料金等

借り上げに要する費用は、総務対策部総務班が当該輸送業者等の団体若しくは当該業者と協議して定める。

c 緊急通行車両等の確認手続き

(a) 緊急通行車両・規制除外車両の確認

災害対策基本法第76条第1項に基づき交通規制が行われた場合は、緊急通行車両又は規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）であることの確認を県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所において受ける。

(b) 事前届出車両の確認

事前届出を行っている車両は、車両を所管する各対策部及び各区本部が県警察本部交通規制課、各警察署及び交通検問所のいずれかにおいて届出済証を提示し、証明書及び標章の交付を受ける。なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に提示し、証明書を携帯する。

(c) 事前届出車両以外の車両に係る確認

届出済証の交付を受けていない車両については、車両を所管する各対策部及び各区本部並びに総務対策部総務班で借り上げ等で調達した車両については総務対策部総務班が確認申出書により、各警察署に申出手続きを行い、証明書及び標章の交付を受ける。なお、交付された標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に提示し、証明書を携帯する。

イ 船艇による水上輸送

(ア) 海上輸送路の確保

災害時の大量輸送という有効性から市街地に最も近い新潟西港区を海上輸送の緊急物資集積地として位置付ける。

なお、震災時は、オープンスペースと耐震強化岸壁を有する山の下地区を、水害時は広大なオープンスペースを有する万代島地区を、海上輸送の拠点基地として確保する。

(イ) 河川輸送路の確保

防災船着場を整備し、民間船艇等を活用した輸送の確保に努める。(防災船着場所在地：資料編 表3-1-17-1)

(ウ) 舟艇による輸送

水害時に浸水等により他の輸送手段が使用できない場合、ゴムボート等の舟艇を活用し輸送を行う。なお、舟艇が不足する場合は、関係機関及び民間業者からの借り上げ等により確保する。

ウ 航空機等による空路輸送

(ア) ヘリポート

災害発生時に災害応急活動に必要な人員、重傷者、物資等の搬送を行うため、ヘリポート等を確保する。(ヘリコプター適地一覧：資料編 表3-1-5-6)

(イ) 管制及び誘導等

ヘリコプター等の管制や発着場所での誘導方法については、県や東京航空局新潟空港事務所、各輸送実施機関と協議して行う。

エ 燃料の確保

車両等の燃料については、協定締結団体及び他の燃料供給業者等に対して燃料の供給を要請することとするが、確保が困難な場合は、県や関係団体に対して協力を要請し確保する。

## 第18節 支援物資供給計画

被災者に支援物資を迅速かつ的確に供給するため必要な事項を定める。

|        |  |
|--------|--|
| 実施担当   | 市民生活対策部 文化スポーツ対策部 経済対策部 こども未来対策部<br>総務対策部 財務対策部 教育対策部 各区本部 |
| 防災関係機関 | 国土交通省北陸信越運輸局 自衛隊 県 日本赤十字社新潟県支部<br>物流事業者 物資供給事業者            |

### 1 物資供給の対象者

- (1) 食料供給の対象者
  - ア 避難所等に避難した者
  - イ 災害により、自宅で炊事ができない者
  - ウ 通常の流通機関が一時的にマヒ混乱し、食料の確保ができない者
  - エ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者及び帰宅困難者
  - オ 被害を受け、一時的に縁故先等に避難する者
  - カ 災害応急対策活動従事者
- (2) 生活必需品の供給対象者
  - ア 災害により住家に被害（床上浸水以上）を受けた者
  - イ 被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者
  - ウ 被服、寝具その他生活必需品がないため、直ちに日常生活を営むことが困難である者

### 2 物資の種類

- (1) 食料の種類
  - ア 主食
  - イ 副食
- (2) 生活必需品の種類
  - ア 寝具
  - イ 被服
  - ウ 身の廻り品
  - エ 炊事道具
  - オ 日用品
  - カ 光熱材料
  - キ その他

### 3 支援物資の供給体制

- (1) フェーズ毎の供給体制
  - ア 発災直後からプッシュ型支援開始まで（発災当日から概ね3日目まで）  
市並びに県が避難所又は備蓄拠点に備蓄している物資を市（避難所担当職員、区本部区民生活班）が県と連携し、が避難者に配布する。
  - イ プッシュ型支援期間（発災3日から概ね14日目まで）  
災害規模が大きく被災自治体で支援物資の調達が困難な場合に、国がプッシュ型支援により被災市町村に対して供給する支援物資を、市（市民生活対策部市民生活班）が物流事業者の協力を得ながら避難所等まで供給する。
  - ウ プル型支援（発災14日目以降）  
市（市民生活対策部市民生活班）が避難者のニーズに応じて物流事業者及び物資供給事業者の協力を得ながら支援物資を調達し、避難者に供給する。なお、国によるプッシ

ユ型支援が行われない場合はプル型支援により速やかに物資を調達・供給する。

#### エ 避難所開設期間

主に避難所での避難者に対して、市（区本部区民生活班）はボランティア等の協力を得ながら炊き出しにより食料を供給する。

### (2) 支援物資供給の基本方針

#### ア 民間事業者との連携

大量の支援物資を迅速に避難所まで供給するためにはノウハウのある物流事業者、物資供給事業者等の民間事業者の協力が不可欠であるため、市民生活班は運営の初期段階から協力を要請し、積極的に連携するものとする。

#### イ 国・県との一体的運営

主にプッシュ型支援期においては、国（北陸信越運輸局、自衛隊）、県との情報の一元化、役割分担の明確化を図り一体的な調達・供給体制を構築し迅速に物資を供給する。

#### ウ 要配慮・長期避難者への配慮

高齢者、障がい者、要介護者、子ども、妊産婦等の要配慮者は、避難生活のために必要となる物資が異なる。また、要配慮者以外の一般の方でも避難生活が長期化する場合は健康維持のために多種多様な物資が必要となる。

支援物資の調達にあたっては、避難者一人ひとりの状況を配慮する。また、避難者への物資の配布にあっても、女性用品は女性が配布する、食物アレルギーについて配慮するなど要配慮者に配慮する。

また、避難所に避難していない被災者に対しても、物資の提供を行うよう努める。なお、在宅の高齢者や障がい者等で、避難所に出向くことの困難な者に対しては、各区本部健康福祉班が福祉対策部要配慮者・ボランティア班と連携し、自主防災組織、ボランティア等の協力を得ながら巡回配布に努める。

#### エ 避難所外避難者への供給

指定避難所以外の避難者（避難所外避難者）を的確に把握することは困難なことから、避難所外避難者に支援物資を迅速に配布できない可能性がある。

避難所外避難者への物資配布は避難所において行うものとし、市民生活班、区本部区民生活班は市民にその旨周知する。

物資の調達・配布にあたっては避難所外避難者分の数量も踏まえて確保する。

## 4 物資の調達・供給の手順

### (1) 備蓄物資の配布

#### ア 避難者への配布

避難所担当職員は指定避難所の避難者に対して、適宜、当該避難所に備蓄している支援物資を配布する。

初動対応期において備蓄物資の不足が見込まれる場合は、迅速に物資を供給するため備蓄拠点の備蓄物資を供給するものとし、避難所担当職員は区本部区民生活班に対して当該避難所への物資供給を要請し、区本部区民生活班は備蓄拠点から避難所に物資を供給する。

#### イ 供給手段の確保

区本部区民生活班は備蓄を輸送するため車両が必要な場合は、総務対策部総務班に車両の確保を要請する。総務班は車両を確保し、区本部区民生活班に引き渡す。

### (2) プッシュ型支援における物資の調達・供給

#### ア 避難者の状況把握及び県への報告

国または県が物資の調達体制を迅速かつ的確に判断できるよう避難所担当職員、福祉対策部福祉総務班、市民生活班は開設避難所、避難者数を把握し、県に報告する。

#### イ 国、県及び物流事業者への支援要請



備蓄物資では避難者への供給が不足する場合は、市民生活班は県を通じ国に対して物資の供給を要請する。

国がプッシュ型支援の実施を決定した場合は、市民生活班は物流事業者に対し物資集配施設の運営、物資の輸送について協力を要請する。

ウ 物資集配施設の開設及び運営

市民生活班は物流事業者との連携により物資集配施設を開設・運営する。

市民生活班及び物流事業者は物資集配施設（資料編 表3-1-17-2 参照）で受け入れた物資を避難所毎に仕分けをし、避難所へ輸送する物流事業者に引き渡す。

エ 避難所への輸送・配布

物流事業者は避難所に輸送する。避難所担当職員は避難所の避難者、施設管理者と協力し物資を受け入れるとともに、物資を避難者に配布する。

(3) プル型支援における物資の調達・供給

ア 避難者ニーズの把握

避難所担当職員は当該避難所における避難者ニーズを把握し、市民生活対策部に報告する。

イ 物資の調達・輸送

市民生活対策部は、必要に応じて経済対策部経済班及び財務対策部調査班と連携、協力し、物資供給業者から支援物資を調達する。

物資供給事業者は受注した支援物資を避難所又は集配施設に配送する。

市民生活班及び物流事業者は、集配施設に輸送された支援物資を受入れ、避難所毎に仕分けをし、避難所へ輸送する物流事業者に引き渡す。

物資を引き渡された物流事業者は支援物資を避難所へ輸送する。

ウ 物資の受入れ・配布

避難所に輸送された支援物資について、避難所担当職員は避難所の避難者、施設管理者と協力し物資を受け入れるとともに、物資を避難者に配布する。

## 5 炊き出し

各区本部区民生活班は教育対策部保健給食班等と調整のうえ、自主防災組織、自治会・町内会、赤十字奉仕団等の協力を得て炊き出しを行う。なお、学校及び給食センターにおいては、学校給食再開までは調理員も炊き出しに協力する。

ア 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決める。

イ 炊き出し等が緊急を要する場合は、県に対し自衛隊の派遣要請をするとともに、日本赤十字社新潟県支部を通じて赤十字奉仕団による炊き出しを要請する。

ウ 炊き出しは、原則として小・中学校の給食室及び学校給食センター（学校給食再開まで）とするが、災害の状況によりコミュニティセンター等の他の公共建築物を利用して実施する。（資料編 表3-1-18-1参照）

エ 炊き出しの要員及び用具等が不足する場合は、各区本部は、災害対策本部事務局を通じて、次の事項を明示したうえ、県、応援協定締結市町村及び協定締結団体等に応援を要請するものとする。

(ア) 必要な人員及び器具の数量

(イ) 炊き出しを行う期間・場所

(ウ) その他必要な事項

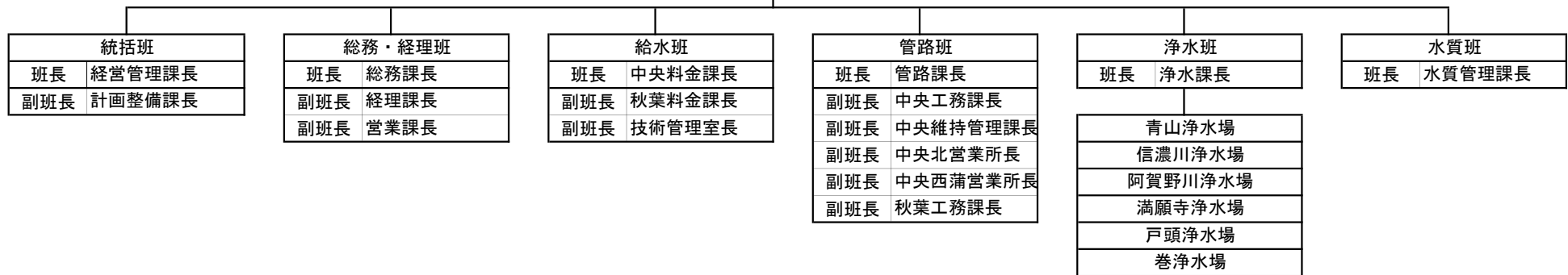
【水道対策部】

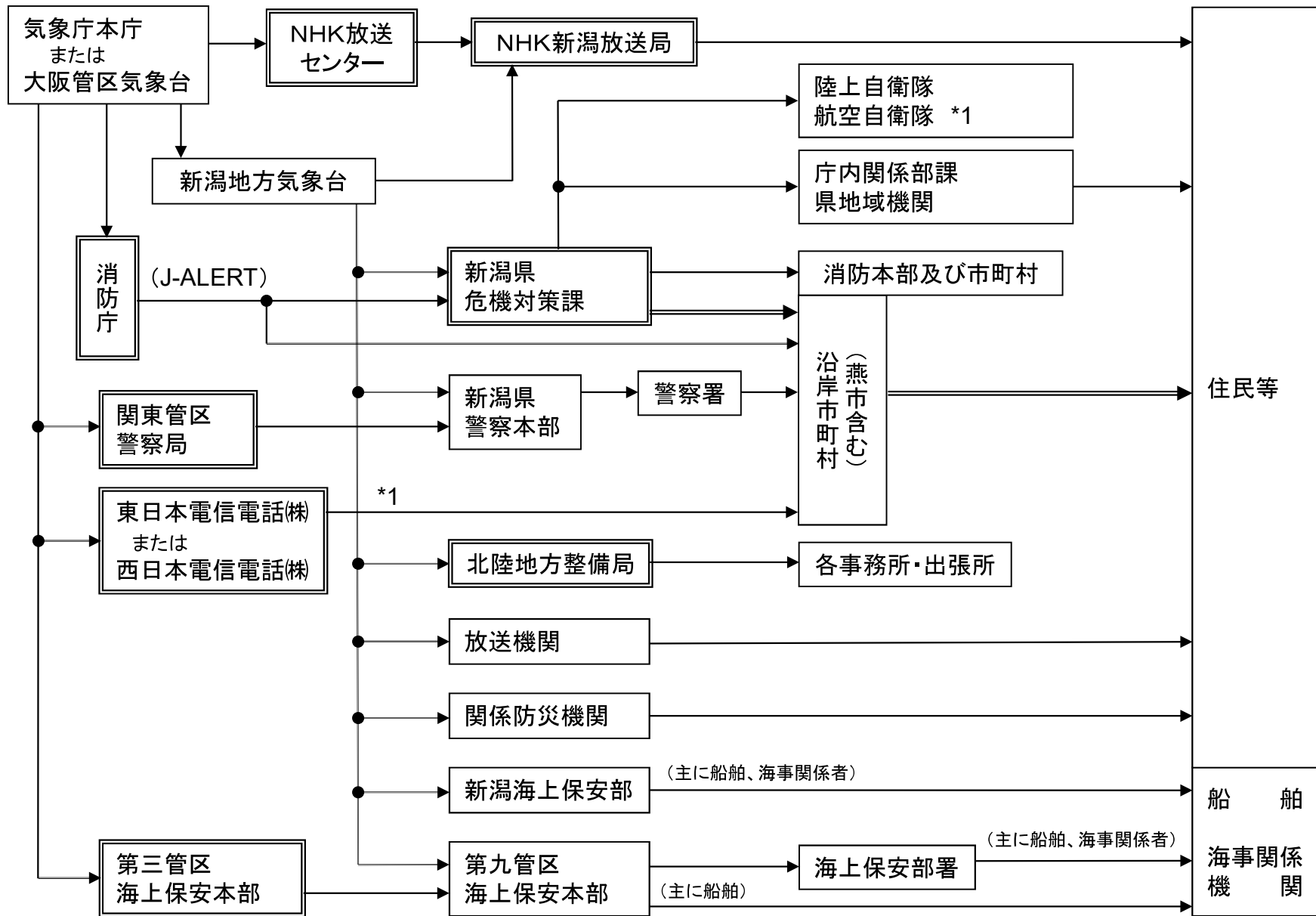
|           |               |              |
|-----------|---------------|--------------|
| 新潟市災害対策本部 |               |              |
| 水道対策部     |               |              |
| 部長        | 経営企画部長        | 新潟市災害対策本部員兼務 |
| 副部長       | 総務部長          |              |
| 副部長       | 技術部長(水道技術管理者) |              |
| 部員        | 中央事業所長        |              |
| 部員        | 秋葉事業所長        |              |

|                |         |
|----------------|---------|
| 市災害対策本部事務局(派遣) |         |
| 連絡員            | 計画整備課職員 |
| 連絡員            | 総務課総務係長 |

|               |          |
|---------------|----------|
| 情報担当員(水道対策部内) |          |
| 担当員           | 経営管理課長補佐 |

※左記に加え、部次長職にあるものは水道対策部員とする。



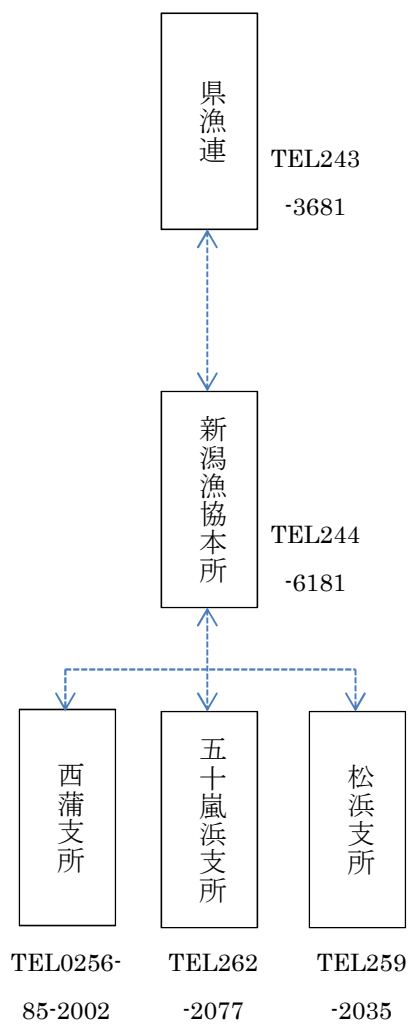


二重線で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先  
 二重線の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

(単位：千円)

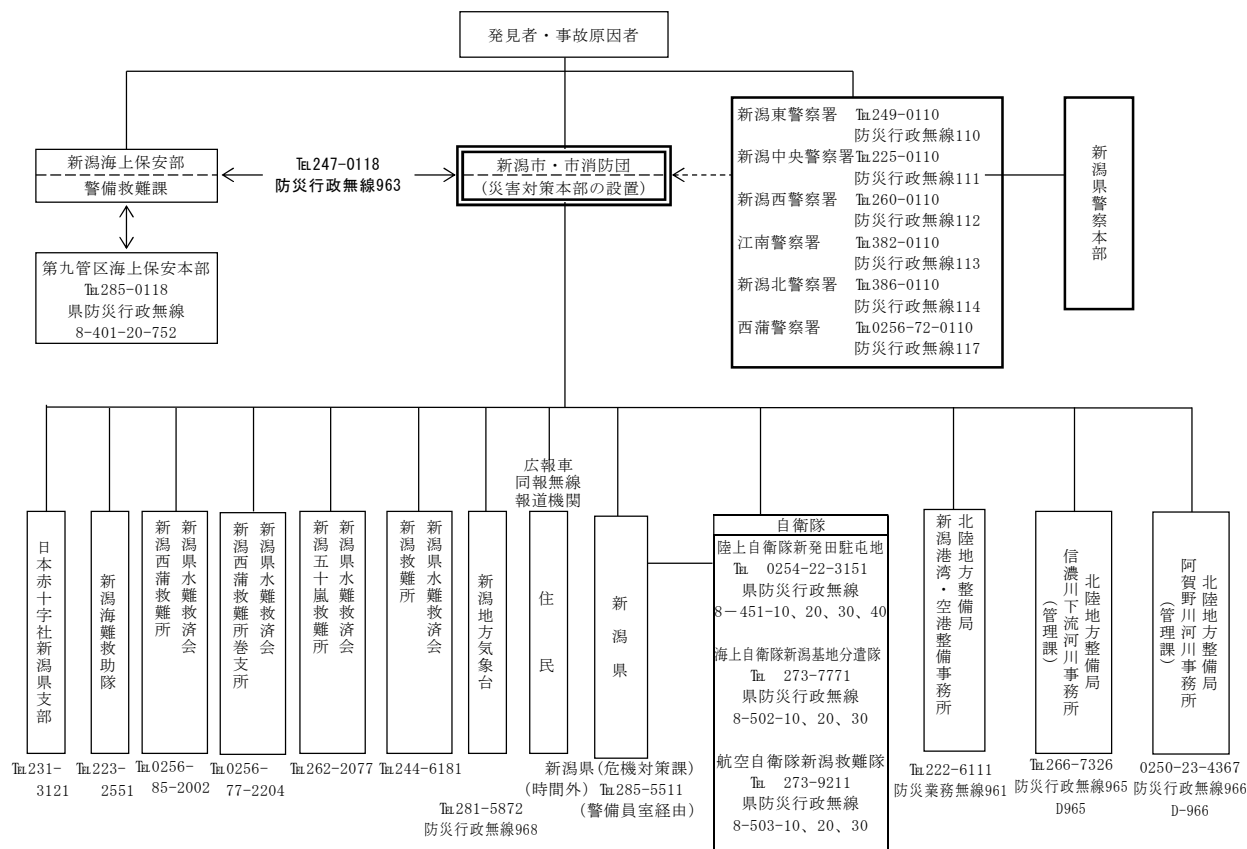
|       | 基本部分①<br>(H19.12改正被災者生活再建支援法) |      |       |       | 県市上乗せ制度②<br>(うち県補助2/3) |      | 計<br>①+②<br>(最大) |
|-------|-------------------------------|------|-------|-------|------------------------|------|------------------|
|       | 基本分                           | 賃借加算 | 補修加算  | 新築加算  | 複数世帯                   | 単身世帯 |                  |
|       |                               |      |       |       |                        |      |                  |
| 全 壊   | 1,000                         | 500  | 1,000 | 2,000 | 1,000                  | 750  | 4,000            |
| 大規模半壊 | 500                           | 500  | 1,000 | 2,000 | 500                    | 375  | 3,000            |
| 半 壊   |                               |      |       |       | 500                    | 375  | 500              |

県漁連⇔新潟漁協現体系図



## 2 海上事故応急対策

### (1) 被害・活動情報の伝達系統



### (2) 関係機関の取るべき措置

#### ア 新潟海上保安部

##### (ア) 非常配備・警戒配備の発令と災害対策本部の設置

災害が発生し、又は発生する恐れのある場合は、非常配備又は警戒配備を発令し、必要ある時は災害対策本部を設置する。

##### (イ) 情報の収集、伝達

- a 新潟市災害対策本部及び防災関係機関との密接な連絡をとり、災害に関する情報の収集交換を行う。
- b 巡視船艇、航空機又は海上保安官を災害現場に派遣して情報を収集し関係機関に伝達する。

##### (ウ) 負傷者の救助、避難者の誘導、救出、海上輸送

大規模海難事故等が発生した場合は、巡視船艇及び航空機等により、負傷者の救助、避難者の誘導、救出及び海上輸送等を行う。

##### (エ) 緊急輸送等

災害救援関係要員、緊急物資等の緊急輸送の要請があったときは、状況に応じて支援する。

##### (オ) 自衛隊の派遣要請

大規模海難事故等が発生した場合又は事態が急迫している場合は、自衛隊の派遣を要請するものとする。

##### (カ) 関係機関と連携した捜索活動の実施

関係機関と連携し、行方不明者等の捜索活動を効率的に実施する。

##### (キ) 海上交通の安全確保

- a 船舶への災害情報の広報・周知

## 第8節 原子力事故災害対策計画

災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者である東京電力ホールディングス株式会社（以下「原子力事業者」という。）が設置する柏崎刈羽原子力発電所（以下「発電所」という。）又は放射性物質の事業所外運搬中において、放射性物質又は放射線が異常な水準で放出されることによる原子力災害の拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について定める。

|        |       |
|--------|-------|
| 実施担当   | 全部署   |
| 防災関係機関 | 各関係機関 |

### 1 対策範囲と災害想定等

#### (1) 原子力災害対策を実施すべき地域の範囲

##### ア 地域の範囲の区分

新潟県地域防災計画（原子力災害対策編）では、以下のとおり発電所からの距離等に応じて区域等を区分している。

##### (ア) 即時避難区域（PAZ:Precautionary Action Zone）

発電所を中心とする半径（以下「半径」という。）概ね5キロメートル圏については、主としてプルーム放出前に避難が実施できるよう準備する区域とし、発電所の状況に応じ定められる緊急事態区分を判断するための基準（以下「EAL」という。）による全面緊急事態の発生後、指示を受けて、原則として直ちに避難を実施する。避難は、即時避難区域（PAZ）外への避難を最優先に行う必要があるが、当初から半径概ね30キロメートル圏外への避難を実施する。

また、安定ヨウ素剤は指示があった場合、服用を実施する。

また、即時避難が容易でなく、一定期間とどまらざるを得ない場合は、放射線防護機能を有する施設に屋内退避することも容認する。

|             |
|-------------|
| 即時避難区域（PAZ） |
| 柏崎市の一部      |
| 刈羽村         |

##### (イ) 避難準備区域（UPZ:Urgent Protective action Planning Zone）

半径概ね5～30キロメートル圏については、事故の不確実性や急速な進展の可能性等を踏まえ、災害対策を実施する。

全面緊急事態の発生後、指示を受けて速やかに屋内退避を実施するとともに、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル（以下「OIL」という。）の考え方や施設敷地緊急事態発生後に実施する環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という）の結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果により、避難の準備を進める区域とする。緊急時モニタリングの結果、発電所の状況、より発電所に近い地域の放射線量、風向き等の気象状況等に基づき必要な場合は、屋内退避又は半径概ね30キロメートル圏外への避難及び安定ヨウ素剤の服用をできる限り速やかに実施する。

|             |
|-------------|
| 避難準備区域（UPZ） |
| 柏崎市の一部      |
| 長岡市の一部      |
| 小千谷市        |
| 十日町市の一部     |
| 見附市         |
| 燕市の一部       |
| 上越市の一部      |

(ウ) 放射線量監視地域（UPZ外）

UPZ外の地域については、プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置として、あらかじめ安定ヨウ素剤の備蓄等の計画を策定するとともに地域の実情に応じて屋内退避計画を策定する地域とし、緊急時モニタリングの結果のほか、事故の状況、気象条件、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果、飲食物の汚染状況調査等により、必要に応じて、屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の服用や、飲食物の摂取制限等を実施する。

イ 発電所と本市の位置関係

本市は、発電所から約35～80キロメートル先に位置しており、放射線量監視地域（UPZ外）に属し、発電所において原子力災害が発生した場合には、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策や、発電所周辺自治体からの避難者受け入れなどの災害対応の必要性が生じる可能性がある。

(2) 計画の基礎とするべき災害の想定

発電所からの放射性物質及び放射線の放出形態は過酷事故（原子力発電所を設計する際に考慮されている事故を上回る事故であり、適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象をいう。）を想定する。

(3) 発電所の状態に基づく緊急事態区分

緊急事態の初期対応段階においては、情報収集により事態を把握し、発電所の状況や当該施設からの距離等に応じ、防護措置の準備や実施等を適切に進めることが重要である。このような対応を実現するため、発電所の状況に応じて、緊急事態を以下のとおり区分する。

ア 警戒事態

その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者の避難等の防護措置の準備を開始する必要がある段階

イ 施設敷地緊急事態

発電所において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、発電所周辺において施設敷地緊急事態要避難者の避難及び緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階

ウ 全面緊急事態

発電所において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階

(4) 市、県、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、市、県、関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、資料編 表6-1-8-1に示す。

(5) 用語の解説

本計画における主な用語の解説は、資料編 表6-1-8-2に示す。





市町村による原子力安全対策研究会  
「実効性のある避難計画（暫定版）」より

## 2 災害予防対策

### (1) 情報の収集・連絡体制等の整備

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者及びその他関係機関と、原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備する。

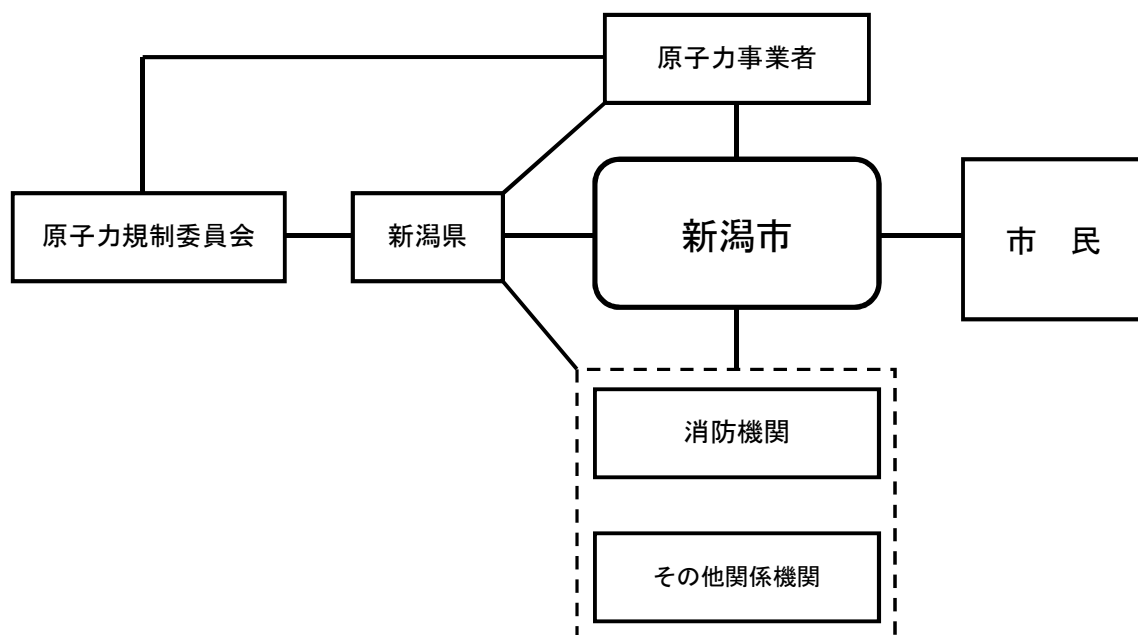
#### ア 市と関係機関との連携体制の確保

市は、国、県、県内各市町村、原子力事業者及びその他関係機関との間において、確実な情報の収集及び連絡体制の構築を図るとともに、情報通信のためのネットワークを強化する。

その際、夜間・休日等においても対応できるよう、次の内容を定め、原子力事業者及び関係機関等に周知する。

- ・ 原子力事業者からの連絡を受信する窓口
- ・ 防護対策の連絡方法
- ・ 関係機関等の連絡先

(伝達系統図)



イ 情報の分析整理

(ア) 人材の育成及び専門家の活用

市は、収集した情報を的確に分析整理するために、職員の育成に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

(イ) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

市は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び県とともに情報のネットワーク化に努める。

ウ 通信手段・経路の多様化

市は、原子力防災対策を円滑に実施するため、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、あらかじめ緊急時連絡網等を整備する。その際、複合災害時を念頭に通信の輻輳（ふくそう）や停電等への対策に十分留意する。

(2) 災害応急体制の整備

市は、発電所等において警戒事態が発生し、その後に原子力災害に至り、その影響が市域に及ぶ又はそのおそれがある場合に備え、災害対策活動を円滑に実施するために必要な体制の整備を図る。

ア 警戒配備に必要な体制等の整備

市は、発電所における警戒事態、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合、速やかに警戒配備をとるため、職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう必要な体制を整備する。また、災害対応に備えたマニュアル等の作成なども行う。

イ 関係機関相互の連携体制

市は、平常時から関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、相互の連携体制の強化に努める。

ウ 専門家の派遣要請

市は、必要に応じて、関係機関に対し専門的知識を有する職員の派遣を要請する。

(3) 屋内退避・避難等に係る体制

市は、国、県、県内各市町村及び関係機関と協力し、円滑に避難等の対応が実施できるよう、情報共有できる体制を整備する。

また、市は、県及び市町村と連携した屋内退避・避難のための計画を作成する。

ア 屋内退避・避難計画等の作成

市は、国、県、県内各市町村及び原子力事業者、その他関係機関と連携をとりながら、

屋内退避・避難のための計画の作成、及び実施に必要な情報伝達方法や実施状況の確認等、必要な体制の整備に努める。

(ア) 病院、社会福祉施設等の体制の整備

病院、社会福祉施設等の管理者は、入院又は入所する要配慮者の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難計画の作成に努める。

(イ) 学校等施設における体制の整備

学校等施設の管理者は、園児、児童、生徒及び学生の屋内退避・避難が円滑に実施できるよう、避難誘導計画の作成に努める。

イ 屋内退避・避難等の周知体制

市は、確実な屋内退避及び迅速な避難のため、避難情報の伝達方法、避難場所、屋内退避の方法等について、日頃から市民への周知に努める。

(4) 緊急輸送活動体制の整備

市は、情報板等の整備や緊急車両の円滑な運行確保、緊急物資の輸送体制の確保に係る道路交通管理体制の充実に努める。

(5) 安定ヨウ素剤の配布

市は、県が備蓄する安定ヨウ素剤の市民への配布が緊急時に円滑に行われるよう、県と協力し搬送手段等について体制の整備に努める。

(6) 市民等への的確な情報伝達体制の整備

ア 情報伝達手段の整備等

市は、複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、的確な情報を常に発信できるよう災害情報伝達手段などの整備を図る。

イ 市民相談窓口の準備

市は、市民からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等について、あらかじめその方法、体制等について定めておく。

ウ 情報伝達困難者等に対する情報伝達体制の整備

市は、原子力災害の特殊性に鑑み、高齢者、障がい者、外国人等の情報伝達困難者に対し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、市民、自主防災組織、関係機関等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

(7) 原子力防災に関する市民への普及啓発

ア 市民に対する普及啓発

市は、市民に対し原子力防災に関する知識の普及啓発のため、国、県と連携した広報活動を実施する。

イ 要配慮者への配慮

市は、防災知識の普及と啓発に際して、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、要配慮者等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

(8) 防災業務関係者に対する研修

市は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、防災業務関係者に対し、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を活用して行う。

(9) 防災訓練の実施

市は、国、県及び事業者等関係機関が行う訓練に積極的に参加する。

また、市は、訓練終了後、訓練の評価を実施し、原子力防災体制の改善に取り組む。

(10) 他自治体からの避難者の受け入れ

県は、災害の状況により、市町村の行政区域全域に及ぶ避難が必要であると認める場合は、気象状況、防護対策地区等を考慮した上で、住民の広域避難先とすべき市町村を決定し、当該市町村長に対し避難者の受け入れ及び避難所の設置を要請する。

本市は、県から避難区域の市町村の避難住民の受け入れの要請があり、受け入れが可能な場合は、避難所となる施設を示したうえで受け入れする。

### 3 災害応急対策

#### (1) 災害対策本部等の設置基準

市長は、原子力事故にかかる防災対策の迅速かつ的確な実施のため、次の設置基準により応急活動体制をとるものとする。

#### 本部等設置基準

| 配備区分         | 設置基準   | 活動体制   |
|--------------|--|--------|
| 1号又は<br>2号配備 | 1 県による発電所周辺の環境放射線モニタリングによって、空間放射線量率が1マイクロシーベルト/時を超える数値を検出したとき<br>2 安全協定に基づく異常時の連絡等により、警戒事態に該当する重要な故障が認められるとき<br>3 その他市長が必要と認めるとき | 災害警戒本部 |
| 3号又は<br>4号配備 | 1 発電所の事故により原災法第10条に基づく通報があったとき<br>2 原災法第15条に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき<br>3 その他市長が必要と認めるとき  | 災害対策本部 |

#### ア 災害警戒本部の設置

##### (ア) 災害警戒本部設置基準

危機管理監は、1号及び2号配備体制の設置基準に該当したときは、災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、災害対策本部の設置に備える。

##### (イ) 警戒本部設置場所

本部は、危機管理防災局に設置する。

##### (ウ) 組織

組織の編成及び動員体制については、第3部第1章第1節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。

##### (エ) 所掌事務

警戒本部における所掌事務は、次のとおりとする。

- a 発電所等の事故に関する情報の収集及び関係部局、関係機関への情報提供
- b 応急対策の検討、調整及び実施
- c 国・県等との情報の共有等
- d 関係機関との連絡調整
- e 市民等への広報
- f 報道機関への情報提供
- g 災害対策本部の立ち上げ準備
- h その他必要な事務

##### (オ) 警戒本部の廃止

次の場合は警戒本部を廃止する。

- a 災害対策基本法に基づく、災害対策本部が設置された場合
- b 被害が軽微又は発電所の事故が収束し、災害応急対策の必要がないことを確認した場合
- c その他必要がなくなったと本部長が判断した場合

#### イ 災害対策本部の設置

##### (ア) 災害対策本部設置基準

市長は、3号及び4号配備体制の設置基準に該当したときは、速やかに職員を非常召集し、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

- (イ) 災害対策本部設置場所  
災害対策本部は、新潟市役所本庁舎 3 階災害対策センターに設置する。
- (ウ) 組織  
組織の編成及び動員体制については、第 3 部第 1 章第 1 節「災害対策本部と組織動員計画」に準じる。
- (エ) 所掌事務  
災害対策本部における所掌事務は、次のとおりとする。
  - a 原子力災害の避難、屋内退避、受け入れに係る避難準備・高齢者等避難開始、勧告及び指示（緊急）又は解除に関すること
  - b 原子力災害の複合災害対策に関すること
  - c 災害対策本部の出動体制及び解除の決定に関すること
  - d 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること
  - e 避難所の開設及び閉鎖に関すること
  - f 県及び他市町村との間の相互応援並びに公共団体、自衛隊等に対する応援要請に関すること
  - g 災害対策経費の処理に関すること
  - h その他災害対策に関する重要事項に関すること
- (オ) 災害対策本部の廃止  
次の場合は災害対策本部を廃止する。
  - a 原災法第 15 条に基づき原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。
  - b 市長が、発電所の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ウ 応援要請及び職員の派遣要請等
  - (ア) 応援要請  
市は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。
  - (イ) 職員の派遣要請等  
市長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。
- エ 自衛隊の派遣要請  
市長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を求める。  
また、市長は自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を求める。
- オ 防災業務関係者の安全確保
  - (ア) 防災業務関係者の安全確保方針  
市は、防災業務関係者が被ばくするおそれのある環境下で活動する場合には、災害対策本部及び現場指揮者との連携を密にし、国、県の指導下で適切な被ばく管理が行われるよう配慮する。
  - (イ) 防護対策
    - a 市長は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。
    - b 市は、関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請する。
  - (ウ) 防災業務関係者の放射線防護
    - a 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行う。

- b 防災業務関係者の放射線防護は、原則として各機関独自で行うものとし、市は市の防災業務関係者の被ばく管理を担う班を災害対策本部に置く。
- c 市の放射線防護を担う班は、必要に応じて、関係機関に対し除染等の医療措置を要請する。
- d 市は、応急対策活動を行う市の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。
- e 市は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、防災関係機関と相互に密接な情報交換を行う。

## (2) 屋内退避・避難等の防護活動

### ア 方針

市は、緊急時において、市民及び一時滞在者の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避・避難等を指示した場合の対応等について定め、市民の安全確保を図るものとする。

### イ 屋内退避・避難等の指標

放射性物質の放出等に伴う放射線から地域住民等を防護するため、状況に応じ、市民及び一時滞在者等に対して屋内退避・避難等の措置を講ずる。

これらの屋内退避・避難等の措置については、柏崎刈羽原子力発電所原子力事業者防災業務計画に定められているEALの基準、原災指針に定められているOILの基準のほか、事故の概況、気象状況、大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果によるものとする。

### ウ 屋内退避・避難等の対応方針

#### (ア) 屋内退避・避難等の判断

市は、放射性物質の拡散を伴う原子力災害が発生した場合、当日の気象条件、緊急時モニタリング結果、県からの放射性物質の拡散予測等の情報を勘案し、屋内退避・避難の措置を講じる場合には、国・県と協力し、事故の不確実性や急速な進展の可能性を踏まえ、基本的にはEAL及びOILの考え方に基づいて実施する。

ただし、市民の安全を確保するために、予測線量、予測される放射性物質の放出開始までの時間、放出継続時間及び避難に要する予測時間等を勘案して対応する。

#### (イ) 屋内退避・避難等の周知及び誘導

市は、市民及び一時滞在者の避難が確実に行われるよう、屋内退避・避難等の指示等の周知及び避難誘導に際して避難計画に基づいて実施する。

### エ 屋内退避・避難の実施

#### (ア) 屋内退避指示

市長は、県から、市民等が屋内退避すべき区域の連絡を受けた場合には、市民等に対し速やかに屋内退避するよう指示する。

- a 緊急時モニタリングの結果、屋内退避が必要な放射線量が計測された場合
- b 国による大気中の放射性物質の濃度や線量率の予測結果から、屋内退避が必要となる区域が示された場合

#### (イ) 屋内退避の実施における留意点

- a 市は、市民等に屋内退避の方法について周知する。
- b 市は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。
- c 屋内退避者は、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。

なお、市長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合には、屋内避難が長引くことによる市民等への影響を考慮し、避難先について、国、県と調整する。

#### (ウ) 市長による避難指示等

市長は、内閣総理大臣や県知事の指示に従い、又は独自の判断により、市民等に対して、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示を行う。

(エ) 避難手段

市長は、自家用車両を含めバス、鉄道、船舶、飛行機等のあらゆる避難手段を検討し、円滑に避難できる手段による避難を市民等に指示する。

自家用車両による避難を指示する場合は、交通渋滞を引き起こす可能性があるため、交通・道路状況について、県警察及び道路管理者から意見を聞くとともに、渋滞緩和に向けた対策を要請する。

また、市長は、要配慮者や自家用車両等の利用が困難な市民等については、市及び県が手配する公共輸送機関及び自衛隊等により輸送を行う。

(オ) 避難の実施

市は県及び関係機関と連携して、線量率の測定結果、気象条件等を考慮した避難誘導を実施する。

市の区域を超えた避難等を行う場合は、県が受け入れ先の市町村に対し、収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示する。

この場合、県は受け入れ先の市町村と協議の上、避難が必要であると判断される区域（以下「避難区域」という。）の市町村に対し避難所等となる施設を示す。

市は、県が示す受け入れ市町村の避難所等に避難を誘導する。

(カ) 避難の実施における関係機関の連携

a 市は、県及び県警察等の関係機関と協力し、市民が円滑に避難できるよう連携するとともに、受け入れ市町村と協力し、避難先への誘導及び情報連絡体制の構築を図る。

b 市は、避難を指示した際、交通整理を行っている警察官等の指示に従うよう市民等に周知する。

c 市は、道路管理者等から通行可能な道路の状況について情報提供を受け、市民等に速やかに周知する。

d 市は、県と協力し、あらかじめ定められた方法により戸別訪問、避難所における確認等、市民の避難状況を確認する。

また、避難を指示した後、対象区域内に残留者がいないか確認を行う。

(キ) 放送機関による屋内退避・避難の指示等の放送

放送機関は、屋内退避・避難の指示等があったときは、各放送機関のマニュアル等に基づきその内容を速やかに放送する。

(ク) 要配慮者の支援

a 市は、在宅の要配慮者の屋内退避・避難を近隣住民、民生委員・児童委員、自主防災組織、消防団等の協力支援を得ながら実施する。

b 市は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、要配慮者の避難や避難所での生活に関して、健康状態を悪化させないこと等に配慮し、健康状態の把握に努める。

c 市は、要配慮者に向けた情報の提供に十分配慮する。

(ケ) 病院、社会福祉施設、学校等の対応

a 病院等施設

病院等施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者を避難又は他の医療機関へ転院させるほか、外来患者等の帰宅等の支援に努める。

b 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示（緊急）等があった場合は、避難中の健康状態の悪化等にも配慮しつつ、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に入所者を避難させるほか、利用者の帰宅等の支援に努める。

c 学校等施設

学校等施設の管理者は、園児・児童・生徒等の在園・在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員・保護者等の引率のもと、迅速かつ安全に園児・児童・生徒等を避難させる。

また、園児・児童・生徒等を避難させた場合及びあらかじめ定めたルールに基づき園児・児童・生徒等を保護者へ引き渡した場合は、市に対し速やかにその旨を報告する。

オ 市外避難所等の運営

市は、市外において避難所が設置された場合には、避難先市町村、住民組織等の協力を得て、避難所等の運営を行う。

(ア) 現況把握

市は、初動期において、避難先市町村と協力し、避難所ごとに避難者の人数をはじめ現況を把握する。

(イ) 避難者に対するケア

市は、初動期に、避難先市町村、県、関係機関等と協力し、避難所において各種の避難者ケアを実施する。

(ウ) 避難者に対するケアの引き継ぎ

市は、一定期間経過後における避難者に対する各種ケアについて、避難先市町村と協議の上、引き継ぐものとする。

カ 屋内退避・避難者の生活支援

(ア) 方針

市は、県、関係機関、運送事業者等と協力し、屋内退避・避難者向けの生活支援に努める。

(イ) 物資の協力要請

市は、屋内退避場所・避難所において必要となる飲料用保存水、飲食物及び生活必需品等が不足し、調達の必要がある場合には、県に調達の協力要請等を行う。

(ウ) 物資の集積場所及び受け入れ・仕分け

市は、あらかじめ物資の受け入れ及び集積場所の候補地を選定しておくとともに、当該場所に職員を配置し、物資の受け入れ作業及び仕分け作業を行う。

(エ) 物資供給の広報

市は、県と協力し、屋内退避・避難者に対して、物資の供給場所、供給時間等を広報し、円滑な供給を行う。

(オ) 物資の配布等

市は、避難所等においては、自治会・町内会、自主防災組織等を通じて、要配慮者を優先しながら物資を配布し、避難所以外の屋内退避・避難者に対しても、食料・物資の提供、情報の提供など必要な支援を行う。

(カ) ライフラインの供給確保

電気、ガス、水道、電話等のライフライン関係事業者は、屋内退避・避難中の供給を確保する。

キ 屋内退避・避難の解除

(ア) 屋内退避指示の解除

市長は、緊急時モニタリング結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。

(イ) 避難指示（緊急）等の解除

市長は、内閣総理大臣の指示又は、緊急時モニタリングの結果、市域における放射線量が避難基準を下回った場合、気候条件、汚染地域の除染対策等を勘案し、県との協議により市民等に対して、屋内退避解除又は避難のための立ち退きの勧告解除、又は指示解除等を行う。



## ク 治安の確保及び火災の予防

市は、屋内退避・避難対象区域等の治安の確保について、県警察と協議し、万全を期す。

特に、避難の勧告・指示を行った地域及びその周辺においては、国・県の協力を得ながら、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施する。

火災予防については、消防局とともに、火災予防に努める。

## ケ 医療活動

### (ア) 医療措置

市は、緊急時に県が行う健康管理、汚染検査、除染等原子力災害医療について協力する。

### (イ) 安定ヨウ素剤の予防服用

市は、原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示に基づき、服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を迅速かつ適切に服用できるよう、備蓄する県と配布及び服用時の指導等について必要な措置を講じる。

## コ 避難者等の受け入れ

市は、県又は、応援協定に基づき他市から避難者の受け入れ及び避難所の設置について要請を受けた場合、受け入れを行う避難者の人数・要配慮者の有無等について確認し、受け入れ先候補施設の利用状況等を踏まえ、速やかに避難所となる受け入れ先施設を選定する。

## (3) 社会的混乱防止

### ア 交通規制等の実施

県警察及び避難対象区域を含む道路管理者は、交通規制にあたって、原子力災害合同対策協議会と、相互に密接な連絡を取る。

県警察は、市と連携し、迅速な避難、緊急輸送及び市内の混乱を防止するために必要な場合等において、市管理道路の規制等の措置を実施する。

なお、交通規制の実施にあたっては、緊急性の高い区域から実施する。

### イ 自主避難・買い占め等への対策

#### (ア) 自主避難等

市は、市内において屋内退避・避難等の、直接的な防護措置を決定しない状況であっても、自主的に避難を希望する市民による道路の渋滞、公共交通機関への殺到等による交通網の混乱等の発生を防止するため、必要な措置を講ずる。

このため、市民等の状況を常に把握するとともに、市民等に対して適切な行動を促すために必要な情報提供を継続的に実施する。

#### (イ) 適切な流通の確保

市は、原子力災害が発生した際、生活に必要な物資等が適切に流通することを確認し、適切な流通の確保のための措置を講ずる。このため、市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う。

## (4) 水道水、飲食物の摂取制限、農林水産物の採取及び出荷制限

### ア 水道水、飲食物の摂取制限

市は、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受けた場合又は市として必要性があると判断した場合、水道水の検査を実施する。

食品についても、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査へ協力するほか、独自調査を実施する。

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・助言及び指示に基づき、水道水、飲食物の摂取制限が必要な場合には、必要な措置を講ずる。

### イ 農林水産物等の採取及び出荷制限

市は、原子力災害対策指針の指標や食品衛生法上の基準値を踏まえた国及び県の指導・

助言及び指示に基づき、農林水産物の生産者、出荷機関、市場の責任者に対し、採取、漁業の禁止、出荷制限等の措置を講じるよう指示する。

(5) 緊急輸送活動

ア 方針

市は、緊急時において、災害応急対策を迅速に実施するため、人員、資機材及び緊急物資の輸送活動を迅速に行う。

イ 緊急輸送体制の確立

(ア) 緊急輸送の実施

市は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

(イ) 支援の要請

市は、人員・車両等に不足が生じたときは、関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じ県に支援を要請する。

ウ 緊急輸送のための交通確保

市及び道路管理者は、交通規制に当たる県警察と相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通手段と経路の確保に必要な措置をとる。

#### 4 災害復旧対策

(1) 緊急事態解除宣言後の対応

市は、緊急的な避難等が完了した段階、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発表した場合においても、引き続き存置される国の現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して、原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

(2) 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

市は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

(3) 放射性物質による環境汚染への対処

市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な措置を行う。

(4) 各種制限措置の解除

市は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を行う。

また、解除実施状況を確認し、市民等に速やかに周知する。

(5) 災害地域住民に係る記録等の作成

ア 被災市民の記録

市は、避難及び屋内退避を実施した市民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等において実施した措置等をあらかじめ定められた様式により記録する。

イ 災害対策措置状況の記録

市は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置等を記録する。

ウ 証拠書類の記録

市は、市民等が原子力災害に係る賠償の請求等に関し、円滑な事務が推進されるよう情報提供を行うとともに、領収書等証拠書類の保存等について周知する。

(6) 被災者等の生活再建等の支援

ア 生活資金等の支援

市は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けた生活資金の支給や、その迅速な処理のための支援に努める。

イ 相談窓口体制の整備

市は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置及び心身の健康の保

持・増進について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。市外へ避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体からできる限りの協力を得て、必要な情報や支援・サービスを提供する。

(7) 風評被害等の影響の軽減

市は、国、県及び関係機関・団体とともに、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産業や地場産業の商品の適正な流通の確保、観光客等の誘致等のための取り組みを実施する。

(8) 被災中小企業者・農林水産業者等に対する支援

市は、国及び県と連携し、必要に応じ、各種貸付及び制度融資等により、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置に努めるほか、被災中小企業者・農林水産業者等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。